

地区の細分化と建築物の特性に関する研究

一大分県竹田市城下町地区における景観ガイドライン策定に関する研究 その 2-

準会員○後藤 大輝^{*1} 会員 姫野 由香^{*2} 同 横田 彩夏^{*3} 同 長弘 颯太郎^{*3} 準会員 清川 智裕^{*1}

7. 都市計画— 6. 景観と都市デザイン 都市計画

景観法 景観計画 景観ガイドライン

1 研究の背景と目的

日本は明治以降、急速な都市化の中で、景観の保全への配慮が十分ではなく、地域特有の景観が失われていったとされる¹⁾。一方で、景観法制定以前までは、一部の自治体は景観に関する自主条例を定めるなどして景観の保全に努めてきた。しかし、自主条例だけでは強制力がないため、条例違反行為を制限できないといった課題があり、2004年に景観法が制定された¹⁾。

景観法の基本理念(第2条第3項)では、地域の固有性が反映された景観形成が図られなければならないとされ、景観計画区域内に、景観上の特性が異なる地区が複数ある場合、自治体は、地区を区分し、それぞれの地域の固有性を反映した景観形成基準を定めることが可能である²⁾。

しかし、全国の景観計画に関する高橋ら³⁾の研究では、地域の固有性が反映された景観形成基準を定めているのは一部の地域に限られていることが明らかになっている。

また、岡本⁴⁾は、京都市の生業による景観形成の過程を特定することにより、表面的な景観を捉えるだけでなく、今後も変化する建造物など、要素の歴史的な背景を認識した上で、景観の指針を決定することの重要性を明らかにしている。

以上より、各自治体は、都市の歴史的背景が現在の景観に及ぼしている影響を十分把握した上で、景観のルールを定める必要があるといえる。

また、重要伝統的建造物群保存地区のように、守るべき建築の年代や様式が明確な地域では、景観の目指すべき方向性は示しやすい。一方で、伝統的な建築物と新しい建築物が混在している地域では、景観の目指すべき方向性を見出すことが難しい。しかし、建築年代が混在した地域では、建築様式の歴史的な背景を理解し、景観形成基準や景観ガイドラインに反映する必要

があると考えられる。

大分県竹田市城下町地区は、重要伝統的建築物群保存地区に選定されていないが、伝統的建築物と新しい建築物が混在しており、自主条例により景観形成を図ってきた。自治体は景観法の制定以前(1997年)に竹田地区町並み形成景観・修景ガイドライン(以下、ガイドライン)を策定し、修景助成を行いながら運用してきた。しかし、ガイドラインには歴史的背景を反映した地区の細分化、建築物の意匠と歴史的背景や竹田城下町地区の特徴とされる⁵⁾水路に関する記載はなく、その意匠が地域の固有性である理由の特定や解説が十分にされていない。また、ガイドラインに従わず、修景助成を受けない開発行為が一部で進行しているため、町並みが増加傾向にあり、町屋や武家屋敷の土塀等で形成される町並みの連続性が損なわれつつある⁵⁾。

以上より、本研究では竹田城下町地区に注目し、年代毎の土地利用、水路位置から同地区の歴史的背景を把握する。そして、文化財指定・登録の建築物の調査により、歴史的背景が建築物の意匠に及ぼす影響を明らかにする。それにより、ガイドラインに建築物の修景方法の具体的事例を示す際の基礎的な資料を得ることを目的とした。

2 研究の方法

竹田市城下町地区の土地利用の変遷とその歴史的背景を把握するため、前稿その1で明らかとなった年代ごとの敷地数と土地利用、水路位置を基に、同地区を細分化する(3章)。次に、文化財指定・登録の建築物の内、江戸、明治、大正の竹田城下町地区を代表する建築物(以下、代表建築物)を選定し、意匠の調査を行う。最後に、土地利用や水路といった歴史的背景と代表建築物の意匠の関連を明らかにすることで、地域の固有性と関係のある意匠を特定する(4章)。

A study of district subdivisions and building characteristics
A study on the Formulation of Landscape Guidelines in Taketa castle town, Oita prefecture - Part 2

GOTO Daiki, HIMENO Yuka, YOKOTA Ayaka, NAGAIHIRO Sotaro, KIYOKAWA Cihoro

3 竹田城下町地区の細分化による地区の特性調査

前稿その1では、年代の推移に伴って敷地数が増加した街区に注目し、その街区の武家屋敷、掛屋敷、裏屋敷の敷地数を明らかにした。それにより、街区内の敷地数に対し、掛屋敷および裏屋敷の占める割合が多い街区は、町人地として位置づけられることが分かっている。また、1869年^{注2)}の武家屋敷、寺社地等の土地利用により街区の類型を行った。その結果を基に、本章では、竹田城下町地区の細分化を行う。

3-1 武家地・町人地の特定

前稿その1では、同一街区内に土地利用が混合している街区の存在が明らかとなったため、竹田城下町地区の細分化は、敷地境界線を参考とすることが望ましいと考える。そのため、武家地、寺社地を除き、街路もしくは水路によって区切られた敷地のまとまりを敷地群とした。

まず、各敷地群の敷地数に対する掛屋敷・裏屋敷の割合を調査した(図1)。地区全体の敷地群の敷地数に対する掛屋敷・裏屋敷の平均割合は33.1%であり、それを上回る27敷地群を町人地とした(図2,黄緑)。町人地の分布をみると、新町通りを境に西側に町人地が集中しており、西側に竹田城下町地区の商業の中心地があったことが分かる(図2)。

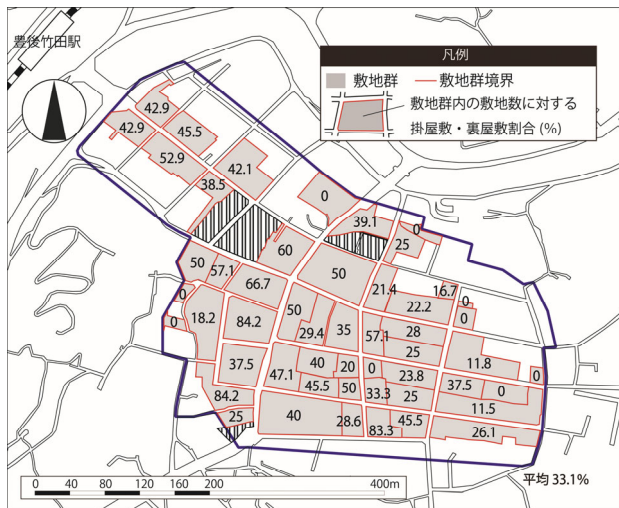


図1 敷地群と敷地数に対する掛屋敷・裏屋敷の割合

3-2 町人地・武家地・寺社地に分類されない敷地群

裏屋敷は、通りに接道しない敷地に建築された屋敷であり、身分の低い者や通りに接道した屋敷に居住する者の倉庫や蔵として利用された。つまり、裏屋敷が建築されている敷地群には、主に商人の敷地があったと考えられる。そのため、裏屋敷が存在する敷地群を

準町人地(青)とした(図2)。また、裏屋敷が存在しない敷地群(赤)が武家地(黄)に隣接していることから武家所有の土地であったことや鍛冶屋等の職人地(赤)であったことが推察される(図2)。

3-3 地区の細分化からみる竹田城下町地区の特徴

3-2までで、竹田城下町地区内の土地利用は、武家地、寺社地、町人地、準町人地、職人地の大きく5種類に分けられた(図2)。また、その分布は、武家地(黄)、寺社地(灰)、職人地(赤)が竹田城下町地区の外縁部に、その内側に町人地(緑)、準町人地(青)が位置している。竹田市史⁶⁾、竹田奇聞⁷⁾によると、竹田城下町建設(1593年)以前、現在の竹田城下町地区は水田地帯であり、「西南・東部の山付き」「今の山川あたり」に民家が点在していたとされている(図2)。城下町設計の際に民家があった地域は水田ではなく地盤が良いため身分の高い武家の屋敷や寺社が建築され、地盤が緩い水田地帯に町屋が建築されたことが分かる。

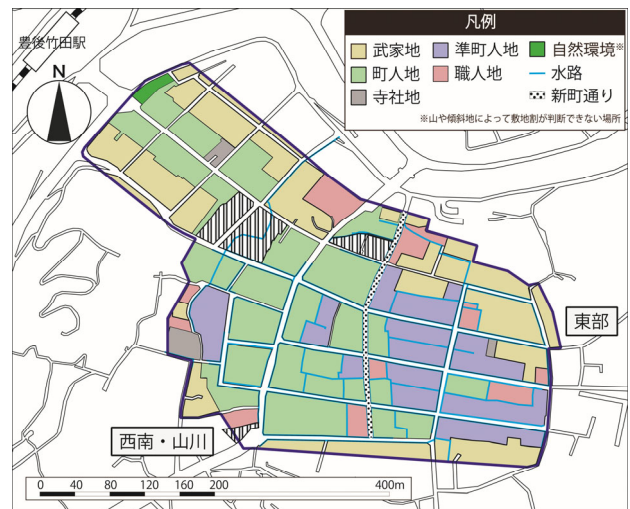


図2 竹田城下町地区内のエリア分け

4 水路・土地利用が影響する代表建築物の特性

4-1 代表建築物の選定

2021年3月現在、竹田市市内には、29の建築物が、建造物や遺跡という種別で文化財に指定・登録されている。また、竹田城下町地区内には江戸時代、明治時代の武家屋敷や町屋が残存しており、同地区内には7件^{注1)}の文化財指定・登録の建築物(以下、文化財建築物)が存在している(表1)。

本章では、代表建築物の意匠の調査を行い、その意匠と土地利用や隣接水路の関連を明らかにすることで、地域の固有性と関係のある意匠を特定する。なお、文化財指定・登録を受けている建築物は、その他の建築物

に比べ、地域の固有性を反映している可能性が高いと
考え調査対象とした。

まず、文化財建築物の建築年代と土地利用から建築
当初の建築物種別を特定し、唯一、武家屋敷であった旧
竹田荘(①)を代表建築物に選定した。次に、建築年に
注目し、文化財建築物を、江戸、明治、大正の3つの年代

表1 竹田城下町地区内の指定・登録文化財

No	建築物名称	建物種別	年代	建築年	水路	角地	選定
①	旧竹田荘	武家屋敷	江戸	寛政2年(1790)	×	×	○
②	御客屋敷	町屋		文化3年(1806)	×	○	×
③	塩屋	町屋		元治2年(1865)	○	○	○
④	佐藤家住宅	町屋	明治	明治12年(1879)	○	×	×
⑤	旧竹屋書店	町屋	明治	明治32年(1899)	○	○	○
⑥	竹田市公民館竹田分館	町屋	大正	大正2~9年(1913~1920)	-	○	×
⑦	吉川家住宅	町屋	大正	大正11年(1922)	○	○	○

表2 代表建築物の意匠

調査項目		①旧竹田荘	③塩屋		⑤旧竹屋書店		⑦吉川家住宅			
建築物外観										
基本情報	立地するエリア	-	町人地		町人地		職人地			
	建築物種別	武家屋敷	町屋		町屋		町屋			
	接する通り名	-	下本町通り	八幡横丁	本町通り	田町通り	上町通り	横町通り		
	建築年	1790年(寛政2年)	1865年(元治2年)		1899年(明治32年)		1922年(大正11年)			
	文化財種別・種類	国指定・史跡・遺跡	国登録有形文化財・建造物		国登録有形文化財・建造物		国登録有形文化財・建造物			
	水路隣接	1647~1666	-	-	-	-	-	-		
		1869	-	○	○	○	○	○		
		現在	×	○(暗渠)	○(開渠)	○(暗渠)	○(暗渠)	○(暗渠)	×	
	隣家隣接	×	○	○	×	○	○	○		
	建築物形態	階数・セットバックの有無	2階・セットバック有	2階・セットバック有		2階・セットバック有		2階・セットバック無		
壁面形式		真壁	2階大壁1階真壁	大壁	大壁	大壁	2階大壁1階真壁	大壁		
屋根形式		切妻平入り	入母屋妻入り	入母屋平入り	切妻平入り	切妻妻入り	入母屋平入り	入母屋妻入り		
間口幅		4.4間	3.5間	10.7間	5.5間	8.3間	6.4間	8.9間		
1階軒		高さ(mm)	2,485	2,732	2,732	2,630	2,441	2,746	2,746	
		深さ(mm)	548	670	528	950	682	693	737	
2階軒		高さ(mm)	-	5,434	5,434	6,170	-	-	-	
		深さ(mm)	-	300	-	720	-	-	-	
素材		壁面	街路側	土	白漆喰	白漆喰	白漆喰	白漆喰	白漆喰	白漆喰
			左側面	土	白漆喰	白漆喰	白漆喰	-	-	白漆喰
	右側面		土	白漆喰	-	白漆喰	白漆喰	白漆喰	-	
	腰壁	木製板張り	木製板張り	石	なまこ壁+石	なまこ壁+石	石	なまこ壁+石		
屋根	屋根材	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦		
詳細意匠	屋根	軒瓦意匠	一文字軒瓦	文様軒瓦	一文字軒瓦	一文字軒瓦	万十軒瓦	一文字軒瓦	一文字軒瓦	
	出入口	数(カ所)	1	1	2	2	2	2	2	
		形態	片引き戸	引き違い戸	両引き戸・片引き戸	両引き戸・引き違い戸	両引き戸	両引き戸・引き違い戸	両引き戸・片引き戸	
		意匠	木製戸	木製戸	木製格子戸	木製戸(枠のみ)	木製戸(枠のみ)	木製・木製格子・戸袋	木製・木製格子・戸袋	
	窓	1階窓	木製サッシ・木製戸	木製サッシ	鉄格子付き窓	茶系アルミサッシ	鉄格子付き窓	茶系アルミサッシ	鉄格子付き窓	
		2階窓	木製サッシ・木製戸	鉄格子付き窓	鉄格子付き窓	鉄格子付き窓	鉄格子付き窓	鉄格子付き窓	鉄格子付き窓	
		1階窓廻り意匠	戸袋	無し	瓦の庇	無し	瓦の庇	木製格子	瓦の庇	
		2階窓廻り意匠	木製手摺・戸袋・竹格子	瓦の庇	瓦の庇	瓦の庇	瓦の庇	瓦の庇	瓦の庇	
【凡例】		■：調査項目に1つのみ ○：隣接している ×：隣接していない -：調査不可能								

に分類した(表1)。そして「分類した3つの年代から
1棟ずつ」「竹田城下町の特徴とされる水路と隣接し、
角地に立地する」という条件を満たす3棟(③, ⑤, ⑦)
を、代表建築物に選定した(表1)。

4-2 代表建築物の特性

選定した代表建築物4棟の意匠の特性を明らかにす
るため、建築物の基本情報、建築物形態、素材、詳細意匠
について目視での調査と測量を現地で行った(表2)。

【壁面形式による防火対策】外壁の素材と壁面形式は
武家屋敷の旧竹田荘(①)が土の真壁造りであり、それ
以外の町屋である3棟(③, ⑤, ⑦)が白漆喰の大壁造り、
もしくは、2階が大壁造りで1階が真壁造りである(表
2)。土と白漆喰はどちらも防火性に優れ、壁面素材に

においては武家屋敷と町屋で防火性に差が見られなかった。次に、壁面形式の違いに注目する。柱を露出しない大壁造りは柱を露出する真壁造りと比較して、防火性に優れている。つまり、町屋である3棟(③, ⑤, ⑦)は隣家と隣接して建てられているため、防火性に優れた大壁造りで建築されたことが考えられる(表2)。

【水路と意匠の関係】腰壁の素材は、旧竹田荘(①)と塩屋(③)の下本町通り側が木製板張りであり、それ以外は石となまこ壁、もしくは石である。旧竹田荘(①)は水路に隣接しておらず、それ以外の3棟(③, ⑤, ⑦)は水路に隣接している(表2)。水路に隣接している場合、外壁は湿気による影響を受けるため、瓦と漆喰で構成され、耐湿性のあるなまこ壁や石が水路に隣接している建築物の腰壁に使用されたと考えられる(表3)。

塩屋(③)の腰壁の素材、壁面形式が八幡横丁側と下本町通り側で異なる要因として、水路の形態が異なることが考えられる。現在、塩屋(③)の八幡横丁側は、開渠であり、下本町通り側は暗渠である(表1)。暗渠に隣接する場合と比較して開渠に隣接する場合は、壁面は湿気による影響を受けやすい。そのため、腰壁の素材が開渠側は耐湿性のある石であり、暗渠側は木製板張りであると考えられる。また、真壁造りと比較して大壁造りは柱を露出しないため、湿気により柱が腐食しづらい。そのため、壁面形式が開渠側は大壁造り、暗渠側は2階が大壁造りで1階が真壁造りとなっていると考えられる(表3)。

表3 水路と意匠の関係

建築物と水路の関係	水路形態	壁面形式	外壁素材	腰壁素材
水路隣接である	開渠	大壁	白漆喰	石
	暗渠	2F大壁1F真壁 大壁	白漆喰	木製板張り 石 石+なまこ壁
水路隣接ではない		真壁	土	木製板張り

5 総括

本研究では、竹田城下町地区に注目し、年代毎の土地利用、水路位置の変遷から同地区の歴史的背景を把握した。また、代表建築物の意匠を調査し、土地利用や水路とその意匠の関連を明らかにした。

【土地利用に基づく地区の細分化】1869年の竹田城

下町地区の土地利用は大きく5種類に分けられることが分かった。また、その分布の傾向として、武家地、寺社地、職人地は竹田城下町地区の外縁部に、その内側に町人地、準町人地が位置していることが分かった。この土地利用は、城下町設計時(1593年)の水田地帯と民家の位置に大きく影響されていることが分かった。

【土地利用や水路と意匠の関係】代表建築物は、建築物の種類によって、壁面形式、外壁面の素材、腰壁の素材が異なることが分かった。また、武家屋敷と町屋の異なる防火対策、建築物に隣接する水路の有無や水路形態によって、建築物の壁面形式、腰壁の素材が異なることが分かった。

今回は、代表建築物(4棟)の調査によって、土地利用や隣接水路と建築物の意匠の関連を明らかにしたが、1階軒の高さや深さといった数値情報と土地利用や水路の関係性を見出すことはできなかった。今後は、より多くの建築物を調査し、数値情報と土地利用や水路の関係を明らかにすることを今後の課題としたい。

【補注】

- 注1) 寺社・門・鐘楼・主屋以外を除く。主屋以外の蔵や倉庫等については街路に面しておらず、主屋は全て街路に面しているため主屋を対象とした。文化財指定の建築物は市指定の史跡が1棟、国指定の史跡が1棟、文化財登録の建築物は国登録の有形文化財が5棟の計7棟。
- 注2) 竹田城下町地区を描いた絵図に總町繪図面(1869年)がある。明治期初期の図面であることから江戸期に城下町の形成が完了した様子が描かれていると考えられるため1869年の土地利用を用いて街区類型を行った。

【参考文献】

- 1) 福沢真一「わが国景観行政の史的展開—景観保全・まちづくり政策と「景観法」制定を中心に—」日本法政学会(2006)
- 2) 国土交通省・農林水産省・環境省「景観法運用指針」(2022.3)
- 3) 高橋梢、内村雄二「景観計画における地域の固有性と内発性を生かした景観形成基準に係る一考察—敦賀市舟溜まり地区における景観まちづくりワークショップを通して—」日本都市計画学会都市計画報告集(2009.8)
- 4) 岡本和己「京都における景観の形成過程に関する研究」博士論文(2018.3)
- 5) 竹田市「竹田市景観ガイドブック」(2016.3)
- 6) 賀川光夫「竹田市史」竹田市史刊行会(1984)
- 7) 岡本香村「竹田奇聞」竹屋書店(1976)

*1 大分大学理工学部創生工学科建築学コース 学部生
*2 大分大学理工学部理工学科建築学プログラム・准教授 博士(工学)
*3 大分大学大学院工学研究科博士前期課程 大学院生

*1 Undergraduate Student, Oita Univ.
*2 Associate Professor, Faculty of Science and Technology, Oita Univ., Ph.D
*3 Graduate Student, Oita Univ.